

身体拘束等適正化のための指針

特別養護老人ホームわたづみ

デイサービスセンター豊生園

グループホームわたづみ

1. 身体拘束等適正化に関する基本的考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

(1) 身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

(2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体的拘束を行うことがあります。

- ①切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体的拘束を行う場合には、以上の三つの要件を全て満たすことが必要です。

《介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為》

- ・徘徊しないように、車椅子やイス・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ・転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ・自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- ・車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
- ・立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する
- ・脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる
- ・他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- ・行動を落ち着かせるために、効精神薬を過剰に服用させる
- ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

2.身体拘束等適正化のための委員会その他施設内の組織に関する事項

(1)身体拘束廃止委員会の設置

当施設では、身体拘束の廃止に向けて身体拘束廃止委員会を設置します。

①設置目的

- 施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- 身体拘束を実施した場合の解除の検討
- 身体拘束廃止に関する職員全体への指導

②身体拘束廃止委員会の構成と責務及び役割分担

ア)施設長

- ・身体拘束廃止委員会の総括責任者
- ・職員への情報の周知の管理
- ・総括的な見地からの利用者の尊厳と安全のリスクマネジメント

イ)医師

- ・医療行為（治療、内服調整など）の管理者
- ・看護職員との連携
- ・医療面での利用者の尊厳と安全のリスクマネジメント

ウ)看護職員

- ・医療 看護面の管理者
- ・医療、看護面での利用者の尊厳と安全のリスクマネジメント

エ)生活相談員・介護支援専門員・デイ相談員、グループホーム管理者

- ・同意書等の記録整備及び保管 管理者
- ・利用者、家族支援における尊厳と安全のリスクマネジメント

オ)介護職員

- ・日常的なケアの現場管理者
- ・日常的なケアの場面での利用者の尊厳と安全のリスクマネジメント

カ)機能訓練指導員

- ・身体機能面での利用者の尊厳と安全のリスクマネジメント

③身体拘束廃止委員会の開催

- ・3ヶ月に1回定期開催します。
- ・必要時は随時開催します。
- ・急な事態（数時間以内に身体拘束を要する場合）は、生命保持の観点から多職種共同での委員会が開催できないことが想定される。その為、意見を聞くなどの対応により各スタッフの意見を盛り込み検討します。

3.身体拘束等適正化のための職員研修に関する基本方針

介護に携わる全ての従業員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り職員教育を行います。

- ① 定期的な教育・研修(年2回)の実施
- ② 新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施

4.身体的拘束発生時の対応及び報告方法等の方策に関する基本方針

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

① カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束廃止委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一次性の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討、確認します。

要件を検討・確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成します。また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努めます。

② 利用者本人や家族に対するの説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施します。

③ 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討する。その記録は2年間保存、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにします。

④ 拘束の解除

③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、ご家族に報告します。

尚、一旦、その時の状況から試行的に身体拘束を中止し必要性を確認する場合がありますが、再度、数日以内に同様の対応で身体拘束による対応が必要となった場合、ご家族に連絡し経過報告を実施するとともに、その了承のもと同意書の再手続なく清明保持の観点から同様の対応を実施させていただきます。

5.利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

この指針は公表し、利用者・ご家族・従業者等がいつでも自由に閲覧することができます。

6.その他身体拘束等適正化の推進のために必要な基本方針

身体拘束等の適正化のためには、サービス提供に関わる全ての職員が、本指針を理解し、以下の点について議論して共有認識をもち、身体拘束等を実施しない取り組みを継続する必要があります。

- ・ 認知症等の症状、対応を理解しアセスメントに基づいたケアを提供しているか
- ・ 事故発生等の法的な責任の回避のために、当事者の権利擁護の概念を軽視し安易に身体拘束を行っていないか
- ・ 認知症の高齢者は見当識の低下があり、かつ下肢筋力の低下、骨密度の低下から骨折を誘発しやすいとの固定概念から実際にアセスメントすることなく安易に身体拘束をしていないか
- ・ 例外三原則と判断した後も、他に方法は無かったのかと振り返ることなく、機械的に身体拘束の判断をしていないか

付則

この指針は平成18年 4月 1日より施行する。

平成30年 4月 1日一部改定

令和 3年 5月25日全面改定

【記録様式1】

緊急やむを得ない場合の身体拘束に関する説明書

様

- 1 あなたの状態が下記の①②③をすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法・時間等において最小限度の身体拘束を行います。
- 2 一時も早く解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。
- 3 但し、予定を過ぎてもなお、拘束が必要な場合は介助予定日の1週間前にカンファレンスを行い、再度予定日を設定し、最小日数で解除できるよう鋭意検討いたします。

記

- | |
|---|
| ① 利用者ご本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い |
| ② 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない |
| ③ 身体拘束その他の行動制限が一時的である |

個別の状況による 拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 <場所、行為(部位・内容)>	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	月 日 時から 月 日 時まで

上記のとおり実施いたします。
令和 年 月 日

社会福祉法人 幸生会
特別養護老人ホーム わたづみ
施設長 印

記録者 印

(利用者・家族の記入欄)

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

令和 年 月 日

氏名 印

(本人との続柄)

【記録様式2】

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録

様

月日時	日々の心身の状態観察	再検討結果と参加者	サイン